

第 5 回

美方町・村岡町・香住町 合併協議会 会議録

平成 16 年 2 月 24 日

第 5 回美方町・村岡町・香住町合併協議会 会議録

日 時 平成 16 年 2 月 24 日 (火) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 3 時 12 分
場 所 村岡町老人福祉センター

出席者

協議会委員 (計 22 名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
吉 田 範 明	岩 槻 健	藤 原 久 嗣
本 城 繁 信	谷 淵 栄 一	上 田 孝
井 上 一 郎	板 坂 公 二	橘 秀 夫
毛 戸 公 彦	石 垣 健 三	伊 藤 誠
中 村 治 泰	井 上 源 一	岡 田 久 子
水 間 徳 子	小 谷 道 子	柴 崎 一 秀
	西 尾 高 雄	中 村 暁
	三 好 忠 男	村 瀬 晴 好

顧問 (計 2 名)

香 住 町	但馬県民局長
中 村 茂	東 田 雅 俊

幹事会 (計 7 名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
吉 田 博 昭	中 村 一 治	大 瀧 正 博
藤 村 吉 孝	太 田 培 男	米 田 稔
		谷 岡 喜 代 司

事務局 (計 5 名)

藤 原 進 之 助	岸 本 典 明	清 水 幸 信
穴 田 康 成	邊 見 泰 正	

欠 席 者

協議会委員 (計 2 名) 顧問 (計 1 名)

美 方 町	兵 庫 県 議 会 議 員
(上 田 節 郎)	丸 上 博
朝 倉 富 征	

幹事会 (計 1 名)

村 岡 町
杉 谷 信 義

事務局 (計 1 名)

田 尻 幸 司

傍 聴 人 23 人

第5回美方町・村岡町・香住町合併協議会

と き：平成16年2月24日（火）

と ころ：村岡町老人福祉センター

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議の成立

4 会議録署名委員の指名

5 議 題

(1) 報告事項

報告第16号 第4回新町の事務所の位置等検討小委員会について

報告第17号 第2回及び第3回議会の議員及び農業委員会の任期等検討小委員会
について

報告第18号 第2回及び第3回新町まちづくり計画検討小委員会について

(2) 協議事項

協議第22号 一部事務組合等の取扱い（その1）について

協議第23号 公共的団体等の取扱いについて

協議第24号 消防団の取扱いについて

6 その他

第6回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年3月10日（水）13：30～

(2) 場 所 香住町文化会館

(3) 協議事項（予定）

協議第25号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第26号 特別職の身分の取扱いについて

協議第27号 地方税の取扱いについて

協議第28号 使用料、手数料等の取扱いについて

協議第29号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第30号 平成15年度美方町・村岡町・香住町合併協議会補正予算（第1
号）について

協議第31号 平成16年度美方町・村岡町・香住町合併協議会予算について

協議第11号（継続）新町の名称について

第7回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年4月14日（水）13：30～

(2) 場 所 美方町総合センター

7 閉 会

藤原事務局長 改めまして、皆さん、こんにちは。大変長らくお待たせいたしました。それでは定刻になりましたので、開会に当たり、議長から開会宣言と御挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

吉田議長 それでは、ただいまより3町合併協議会会議運営規程第4条第1項の規定に基づきまして、第5回3町合併協議会の開会を宣言いたします。

改めまして、皆さん、こんにちは。きょうも春のような天気でございます。しかし、2、3日前の日曜日に見られますように、集中豪雨的な本当に今年の冬は異常のような気がします。若干、手前みその話ではございますけれど、わが美方町におきましてスキー場の方から、ちょっと土砂崩れという災害が起きまして、きょう上田助役はその対応に追われておりまして、そのような状況が出ております。そういういろいろな異常気象というふうな言葉が正しいというふうには思ひますが、そういう中にかかわりませず、全員の方とは言ひませんが、多くの委員さんが出席していただきまして誠にありがとうございます。

本日も重要な案件でございますので、慎重審議、十分なる意見を交換していただきまして、適切妥当な結論を導いていただければ、議長としてこの上なくありがたいと、このように思ひますので、どうぞきょう1日よろしくお願ひいたします。

以上、簡単ではございますけれど、開会に当たりまして議長の挨拶にかえさせていただきます。

それでは次に、会長の岩槻村岡町長が御挨拶を申し上げます。

岩槻会長 皆さん、こんにちは。それでは開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思ひます。

もう春の気配も色濃くなってまいりまして、随分とほのぼのとした気持ちになるわけでございますが、きょうは第5回の合併協議会、御案内申し上げたところでございます。顧問の先生方はじめ、議員の皆様方、そして傍聴のお方も多くお運びいただいておりますが、こういった中で協議会が開かれますことに心から感謝とお礼を申し上げたいと思ひます。

ちょうどきょうは県民局長さんお出ででございますして、そういう中で、実は各町とも予算編成が終わって、3月議会に備えておるといふふうに思ひますから、ちょっと付言するわけでございますけども、実は小泉内閣が進める三位一体の改革の初年度でございます。としながら、新聞、あるいは報道を見ておると、全国自治体から苦しいとか、足りないとか、何とかやりくりしたけれども次の年はどうなるか、こんな悲鳴が実は上がっておるところでございます。

私どもの自治体、市や町の予算、歳入というものは、主に地方税でございますとか、国からの補助金でございますとか、特に交付税、そして借金に当たる地方債から成り立っておりますわけでございますが、この中で地方交付税が約1兆2,000億円、それから不足分

を国が賄う赤字地方債というものがございしますが、これを加えますと2兆8,600億円が削減、実はされておりまして、私どもはやや経営が苦しいというのは企業かと、こう思ってまいりましたけれども、今ではもう地方自治体も同じようになったのではないかなというふうに、私の町をとってみますとそういうように思うわけでございます。

御案内のとおり、今、全国的に合併がかなり進んでおるわけでございますけれども、住民に身近な自治体に権限と財源が移らなければ地方分権はなかなか苦しいかと、難しいではないかというようなことを、私自身、実は予算編成をやってみまして、つくづく感ずるところでございまして。その意味からいっても、この合併、計画どおり、予定どおり、各委員さんの御支援をいただき、そして、それぞれ3町の町民の深い御理解をいただいて予定どおり進めていかななくてはならないというふうに、特に感じたところでございます。

本日は、報告案件3件、それから協議案件3件でございまして。計6件を御審議いただくようにしております。是非ひとつ、大所高所から慎重御審議をいただきまして、適切なる御決定をいただきますように、心からお願い申し上げまして、最初の御挨拶といたします。きょうは誠にありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

吉田議長 先程会長の挨拶にもありましたように、本日は顧問をお願いしております東田但馬県民局長に公務御多忙の中、出席していただいておりますので、御挨拶を頂戴したいと、このように思います。よろしくお願い致します。

東田顧問 こんにちは。当合併協議会の顧問を仰せつかっております但馬県民局長の東田でございます。

美方町、村岡町、香住町の皆様方におかれましては、昨年の12月に合併協議会を設置をされまして、新しいまちづくりに向けて真摯な議論を重ねておられますことに、心から敬意を表したいと思います。

先程来お話がございまして、地方財政を取り巻く状況、まことに厳しいものがございましてけれども、どうか小異を捨てて大同について合併を成就していただき、この難局に立ち向かっていただきたい。そしてまた、3町が一緒になることによって大きな可能性も開かれるものと心から確信をいたしておりますので、これから皆様方の合併協議の御議論に心から御期待を申し上げまして、一言挨拶とさせていただきます。

吉田議長 ありがとうございます。

それでは次に、会議の成立につきまして事務局長から報告させます。

藤原事務局長 それでは、本日は委員総数24名のうち20名の出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、今の時点で御欠席の中で、美方町の上田助役、町長の職務代理の委員さんにおか

れましては、先程議長からの御報告にもありましたように、美方町でスキー場での崩土の災害が発生したということで、急遽、御欠席の通知をいただいております。なお、美方町の朝倉委員さんにおかれましては、所用のため御欠席でございます。それから香住町の上田委員におかれましては、葬儀に参列されておまして、終了次第駆けつけていただけるといことで御連絡をいただいております。なお、香住町の村瀬委員におかれましても、午前中の会議が長引いたということで、それも会議終了次第御出席いただけるといことで通知をいただいております。なお、顧問の丸上顧問につきましては、きょうは御欠席といことで御連絡をいただいております。以上でございます。

吉田議長 欠席等につきましては、今の事務局長のとおり御了承をお願いいたします。

次に、3町合併協議会会議運営規程第4条第2項の規定に基づきまして、会議録署名委員を指名いたします。

美方町、毛戸公彦委員、村岡町、西尾高雄委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

早速、議題に入りたいと思います。

報告16号、第4回新町の事務所の位置等検討小委員会についてを議題とし、事務局に議案の朗読をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは、会議資料の1ページをお開きいただきたいと思います。報告第16号、第4回新町の事務所の位置等検討小委員会について。第4回新町の事務所の位置等検討小委員会について報告する。平成16年2月24日報告。3町合併協議会会長、岩槻健。

第4回新町の事務所の位置等検討小委員会について。第4回新町の事務所の位置等検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。以上でございます。

吉田議長 続きまして、報告第16号について藤原委員長から報告を求めたいと思います。

藤原委員長。

藤原新町の事務所の位置等検討小委員会委員長 小委員長の藤原です。

それでは2ページ、3ページをご覧いただきまして、2月16日に開催をしました第4回小委員会の状況について御報告を申し上げます。

2月9日の第4回の合併協議会の際に、それまで3回開催をしました小委員会の状況について御報告を申し上げ、小委員会の委員以外の委員の皆さんからも御意見をいただきま

した。それらを基に、2月16日はまとめの会議ということで、今までの意見も含めて協議を行いました。その結果、次のような意見でまとめましたので御報告をいたします。

2ページの3番の協議経過からでございますが、の支所機能について。いわゆる本庁と支所という中における支所のあり方につきましては、2月9日の合併協議会の際にも小委員会における意見はおおよそ大きな支所といたしますか、現地解決型の支所というふうな形でいかがだろうかというふうな御報告をいたしました。最終的にも、この3町、まず住民サービスの維持を図っていくこと。それから地域それぞれに特色のある発展をしてきておりますので、これをさらに高めていくという観点から、できるだけ住民と関係の深い行政については支所に対応するという形をとる、いわゆる大きな支所方式をとることが必要だというふうな意見で合意を見ました。

具体的にはどういう業務を支所に置くか、それに必要な人員をどう配置するか、支所長の権限をどうするか。これらについてはまだこれから詰めていく問題がありますけれども、基本的には前回、前々回会議の中で事務局から提示をしておりますものを基本にしながら、これらを基に検討していくというふうにしたいというふう考えております。職員の数につきましては、数字につきましては、もっともっと絞る必要のある部分もあるんじゃないか。従って、効率的な配置という観点から見直しをする必要があるというふうな意見もありまして、そういう方向でまとめております。

それから、いわゆる支所の呼称につきましては、単に支所と言うか、他の名前を言うか、先進地の事例でも養父市においては地域局というふう呼称しておりますし、京丹後市では、市ですから市民局というふうな名前になっておりますので、これらを参考にしながらふさわしい名称を決めていくことが必要だというふうなまとめをいたしました。

次の3ページにつきましては、本庁機能の中に、いわゆる分庁的な要素をどう組み込ませていくかという観点からの協議です。1本庁2支所方式という原則でいきますけれども、本庁機能のうちで、特に地域性の強い業務については、本庁以外の庁舎にも本庁機能の一部を分散配置するというふうな考え方で進めるべきではないか。この場合、他の先進事例では、例えば部制を敷いておる場合には何々部というふうな部を丸ごと本庁、ある特定の部を本庁以外の庁舎へ持っていくというような方法をとられておりますけれども、この3町の場合には必ずしもそれに限定せずに、いわゆる業務の中で特異なといたしますか、地域的に特色のある部分については、その業務に対応するものだけ本庁以外の庁舎に持っていくというふうなことも考えていく必要があるんじゃないか。具体的な議論としては産業分野において村岡、美方地域における農業、畜産業、それから香住地域における水産業というふうな、地域に非常に限定をした特色ある産業が発展しているという中において、これらに対応する業務について本庁、それからいわゆる本庁以外の庁舎という形で、支所機能とは別に本庁機能も分散をする、そういうことの検討をする必要があるというふうなことでございます。内容につきましては、産業分野が代表的な事例ですけれども、それ以外の内容についても、そういう分散配置をすることが必要なものについては、よく検討をしてい

こうというふうな結論にいたりました。

こういうやり方をずうっととっていくのか、いや、合併後一時的な問題かどうかというふうなことについては、これは合併後、その時における首長なり住民なり議会なりが判断されることなので、今我々がここでどっちをとるかというふうなことは決める必要はないんであって、要は合併と同時にそういうことが今必要である。合併と同時にそういう方法をとる。その先どこまで続けるかは、その時点における当事者が判断をするということに委ねることが必要ではないか。こんな考え方で小委員会においてはまとまりました。

従いまして、きょうここに全体会、第5回の合併協議会に御報告をし、確認をいただきましたなら、小委員会としては当初から予定をします第1に庁舎の機能について検討し、それについておおよその方向を定めた後、2番目に庁舎の位置について検討するということを決めておりますので、次の段階、いわゆる庁舎の位置の検討に入りたいというふうに考えております。どうかよろしくお願いいたします。以上です。

吉田議長 御苦労さまでした。

以上で委員長からの報告は終わります。

ここで報告に対して質疑や、今後の小委員会での協議に対して意見などのある方は挙手をお願いしたいと思います。なお、発言の際には町名、氏名を述べて行ってください。

質疑、意見をお受けいたします。

石垣委員。

石垣委員 村岡の石垣です。

今、委員長の方から説明がありまして、大体、粗筋は承知させていただきましたけども、本庁機能の一部を他の庁舎に配置することにつきまして特に異論はございませんが、この末尾に、合併のスタート時には必要であるが、これを恒久的なものにするのか、暫定的なものにするのかは、合併後の首長、議会、住民の判断に委ねることとすると。これは我々としては、ここまで謳う必要があるのかなと。それは当然のことですので、今後検討を行うのところ辺でまとめてもらえたらなというふうな思いをします。

当然、地域が細長く広大で、それぞれに産業、機能も違いますので、前回の全体会にも私も分庁といいますが、そういう本庁機能を支所に置くということは必要ということをお願いしたわけですけども、発足して以後、やっぱり、ある程度軌道に乗るまでは、その機能を十分発揮できるようなということは当然なことですので、合併後の首長、議会、住民の判断に委ねるとするのは当然な話ですので、ここまで謳う必要はないではないかというふうに判断をしております。以上です。

吉田議長 藤原委員長。

藤原新町の事務所の位置等検討小委員会委員長 石垣委員の言われる考え方は一緒なんです、4回にわたる小委員会、それから前回の第4回合併協議会で、これについて若干いろいろな意見が出ましたものですから、表現として確認の意味で暫定的にするのか、恒久的にするかという、どちらがどうこうというのを今、我々がここで決めるべき性格のものではなくって、お話しのようにその段階における皆さん方が判断をされるということは当然のことですので、少しそれは石垣委員の言われるくどい表現かも知れませんが、趣旨は言っとられるとおりですが、はっきりさせるために表現したということでございます。従いまして、私としてはこれからこの文言をぎりぎり議論しながら協議を進めていくというふうなことは考えておりません。こういう趣旨だということだけ御理解いただきたいと思えます。

吉田議長 他ございますでしょうか。ありませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようでございますので、質疑、意見を打ち切りにしたいと、このように思います。委員長様、御苦労さまでした。

それでは、報告第16号は、委員長報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございましたので、報告第16号、第4回新町の事務所の位置等検討小委員会については、承認することに決定いたしました。

続きまして、報告第17号、第2回及び第3回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会についてを議題としまして、事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 4ページをお願いいたします。報告第17号、第2回及び第3回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について。第2回及び第3回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について報告する。平成16年2月24日報告。3町合併協議会会長、岩槻健。

第2回及び第3回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について。第2回及び第3回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。以上でございます。

吉田議長 引き続きまして、石垣委員長の方から報告内容を提案をお願いいたします。

石垣議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会委員長 委員長の石垣でございます。

それでは、第2回の議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会並びに第3回の議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会の報告をさせていただきます。

第2回は、2月12日開催いたしまして、まず第1に、議会の議員の任期等の取扱いについてでございますが、事務局から3町の状況と他地域の状況、または関連法律、合併特例の説明等をいたしまして、質疑、意見交換を行いました。委員の中から、合併効果を十分に発揮するための観点、また住民の意向を十分に反映するための観点というようなことで意見がかなり出されました。その中で、特に合併後の議会のあり方、地域審議会との関連性というようなことで、地域審議会の関連性が強いので一体的に検討すべきではないかというような意見も出ましたけども、地域審議会につきましては、我々のこの小委員会で論議する中身のものではなからうかというようなこと等も感じておるところでございますので、今後、地域審議会等の審議をするのはどこの場とするのかなというようなことをできればこの全体会で決めていただくなり、そういう場を持っていただければなというふうな思いをしとるところでございます。

それから、第3回の小委員会に引き続いて第4回を行う場合に、各町の議会議長からの意向を聞くようにしたいというようなことで、第2回の議会関係の協議は終わっております。

続いて、農業委員会の委員の任期等の取扱いについてですが、事務局から3町の現状と他地域の状況、関連法律、合併特例の説明等を受けました後、質疑、意見交換を行いました。委員から、選挙区の取扱い、委員報酬等の質疑がありまして、事務局から説明をさせました。

次の、第3回の小委員会で、各町の農業委員会の考え方を把握するという意味合いから、農業委員長に出席をいただいて意向を聞くこととしました。第2回は以上でございます。

続いて、第3回の報告をさせていただきます。2月20日開催いたしまして、最初に農業委員会の会長さんの出席を求めておりましたので、順序を農業委員会の方から入らせていただきました。

吉田議長 ちょっと委員長、しばらくちょっとお待ちください。

資料1枚物がきょう配られていると、このように思っておりますけれど、皆さん手元にご覧いただけますでしょうか。それに基づいて報告していただきますので、無い方があれば暫時休憩して配らせてもらいますが、ありますか、皆さん。ありますね。じゃ、お願いします。

石垣議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会委員長 失礼しました。きょうお配りした1枚物が第3回になつとります。

各町の農業委員会の会長さんにそれぞれの町の実態なり、また考え方等も言っていた

きまして、その意向を集約した結果、農業委員会を設置する単位につきましては、新町において1つの委員会が望ましいと。それから、町域が広く、地域を熟知している委員ができる限り均衡に分散している形態をとるということが必要ですので、このため選挙区制の導入や定数の配置方法、配分方法を検討すべきではなかろうかというような意見が出ております。広範囲で山間部の多い当地域の農地を適正に管理していくには定数の確保が必要であるんじゃないかなというようなこと。また、農業委員会の考え方を参考にしまして、質疑、意見交換を行いました結果、次のような方向性をまとめました。

第1点、農業委員会を設置する単位は新町に1つの農業委員会とする。その2、2つ目は、選挙区制度を導入し、2つ以上の選挙区を設ける。選挙区ごとの定数は、選挙人の数の他、農地面積、農家数等の要素を考慮して定めるというようなことで、この につきましましては、次回に協議するというので、当日は最終的な確認は行っておりません。選挙による委員の定数については上限の20人とするという事です。4の委員の選任方法は原則どおりとし、合併の日から50日以内に新たに選挙すると。以上の4点につきまして、委員さんの全員の合意を得たところでございます。次回の13日に選挙区の区域割り、選挙区ごとの定数、それから推薦による委員数について継続協議することとしております。

それから、(2)の議会議員の任期等の取扱いにつきましては、事務局から合併特例を適用した場合の参考資料の説明を受け、引き続き意見交換を行ったところであります。

次回、3月13日でございますが、3町の議会議長から各町議会の考え等を聞いた上で、それを参考にしながら協議を深めていきたいというようなことで、第3回が終わっております。

以上で報告を終わります。

吉田議長 ありがとうございます。

以上で報告は終わりましたが、ここで皆様に質疑や意見をお伺いするわけですが、先程委員長報告の中に、地域審議会をどこで検討するのかというふうな、ある面では報告ではなく、それがきょうの承認の上での一つの疑問点というふうな思いがありますので、それにつきましては、まず会長の方からどのような考えであるかとお聞きした上で、この報告について皆様の質疑や意見をまずお聞きしたいと、このように思いますので、会長の方からその辺につきまして、まず。

岩槻会長 御案内のとおり合併、いろいろなパターンがあるわけございまして、また合併する構成町の、何ていいますか、数についても全国的にはいろいろな例があるわけでございます。そういった中で、合併特例法の中にやっぱり地域性、面積、距離とかいようなことを判断して、この地域審議会を設けることができるようになっておるわけございまして、この辺もやはり、今後、大いに論議していくテーマの一つだというふうな認識を持っておるわけでございます。

そこで、やる場所は、審議する、何ていいでしょうか、委員会というか、場所となりますと、全体会議だろうというふうに思っております。そこでせっかくの御質問でございますから、合併特例法の5条の4ですね、これを事務局の方で朗読説明いたさせますので、御理解願いたいというふうに思います。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 それでは、合併特例法で地域審議会が第5条の4ということで示されておりますが、委員の中には十分御承知だと思えますけれども、こういった内容であるかということ朗読させていただきますので、御理解をいただきたいと思えます。

合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議し、または必要と認める事項につき、合併市町村の長に意見を述べる審議会を置くことができる。2項としまして、地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免、その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。3項としまして、前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を得るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければならない。4項といたしまして、合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは条例でこれを定めなければならない。なお、この地域審議会は地方自治法の第138条の4で謳っております執行機関の附属機関としての位置づけがございますので、念のために申し添えておきたいと思えます。以上でございます。

吉田議長 以上のことを踏まえまして、この委員会報告について意見、質疑を受けたいと思えます。ございませんか。

今、会長の方から発言を求められておりますので、ちょっと発言を許可いたします。

岩槻会長 今後いろいろと御審議願うわけでございますが、この地域審議会、条例を申し上げますけれども、御質問をいただくというようなことで、なかなか難しさがあるかと思えます。今後進める中で、この審議会の中身、そういうものも、もっと具体的にプリントなりしてお示しして、そしてまた御関心を持っていただいて、そして審議の過程で御論議いただければと、こういうふうに思えますので御理解願いたいというふうに思えます。

吉田議長 御意見ございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようですので、これで質疑、意見を終わりにしたいと、このように思います。

それでは、報告第17号は、委員長の報告どおり承認しても結構でございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございましたので、報告第17号、第2回及び第3回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会については、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、報告第18号、第2回及び第3回新町まちづくり計画検討小委員会についてを議題といたしまして、事務局に議案の朗読をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは、7ページをお願いいたします。報告第18号、第2回及び第3回新町まちづくり計画検討小委員会について。第2回及び第3回新町まちづくり計画検討小委員会について報告する。平成16年2月24日報告。3町合併協議会会長、岩槻健。

第2回及び第3回新町まちづくり計画検討小委員会について。第2回及び第3回新町まちづくり計画検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。以上でございます。

吉田議長 続きまして、報告第18号につきまして、小委員会の井上委員長から報告をお願いします。

井上新町まちづくり計画検討小委員会委員長 新町まちづくり計画検討小委員会の第2回と第3回の報告をさせていただきます。

8ページに第2回の委員会の経過を載せてあります。第2回目は1月30日に開催しました。協議事項としては、1番目に基本的な条件について、2、地域の現状と課題について、3、新町まちづくりの基本方針について(その1)を協議しました。

協議の経過としては、基本的な条件においては合併の必要性と計画の策定方針について、事務局の検討素案を基に協議し、意見等を踏まえて一部修正、追加を行うこととし、次回に整理した内容について継続して協議することにしました。

2番目に、地域の現状と課題については、定住人口、産業、生活基盤と都市基盤、自然環境の保全、地域づくりへの住民の参画・協働、行財政の6つの視点から、現状分析と課題について事務局の検討素案を基に協議し、意見等を踏まえて、一部修正、追加を行うこととし、次回に整理した内容について継続して協議することとしました。

9 ページ、3 番、新町まちづくりの基本方針においては、事務局の検討素案を基にまちづくりの理念を協議し、意見等を踏まえて、同じく一部修正、追加を行うこととして、次回に継続協議することにしました。

続きまして、第3回の委員会の報告です。資料の10ページです。2月18日に開催しました。

協議事項は、基本的な条件について、地域の現状と課題について、新町まちづくりの基本方針について(その1)、新町まちづくりの基本方針について(その2)を協議の内容としました。

経過としては、基本的な条件においては合併の必要性、計画の策定方針について、第2回の委員会の意見を基に、修正、追加を行って別添のとおり確認しました。資料として、新町まちづくり計画、基本的な条件という、これをお配りしておりますので、そのとおりです。

次に、地域の現状と課題においては、第2回小委員会の意見を基に、修正、追加の内容を協議し、確認がなされましたが、質問がなされた箇所については一部修正を行うこととし、次回にこれを整理した内容について報告することにしました。

11 ページ、3、新町まちづくりの基本方針(その1)においては、まちづくりの理念について、第2回小委員会の意見を基に修正、追加を行い、また第2回の委員会で審議未了となっていました新町の将来像と将来像実現のための基本方針については、協議の結果、以下のとおりとすることを確認しました。

まちづくりの理念。人と自然を大切にした参画と共生のまちづくり。安全・安心な生活環境をはぐくむまちづくり。地域の豊かな資源を生かし、活力あふれるまちづくり。

連携・交流を促進し、魅力ある地域社会を創造するまちづくり。

将来像につきましては「美しい山、川、海 人が躍動する 交流と共生のまち」。将来像実現のための基本方針。自立と参画・協働、連携と交流の推進。教育・文化の充実・創造。保健・医療・福祉の充実・連携。産業振興と雇用確保。都市基盤の整備・充実。生活環境の整備・充実。自然環境の保全・活用。行財政基盤の強化。

4、新町まちづくりの基本方針(その2)においては、目標人口の設定、地域振興拠点機能強化について協議しました。地域振興拠点機能強化については、3町における役割分担の観点からの考え方を入れることが必要であるなどの意見があり、継続して協議することとしました。以上です。

吉田議長 報告は終わりました。

次に、委員長報告に対して質疑や意見等をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。なお、発言の際には町名、氏名を述べてから御発言ください。ございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようですので、質疑、意見を打ち切りたいと、このように思います。
委員長様、御苦労さまでした。

続きまして、報告第18号について、委員長報告のとおり承認してよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの聲がございますので、報告18号については、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。ちょっと早いですけど30分まで休憩したいと、このように思います。

〔休 憩〕

吉田議長 では、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

なお、香住の村瀬委員、上田委員におかれましては出席しておられますので、よろしくお願いいたしたいと、このように思います。

次に、協議第22号、一部事務組合等の取扱い(その1)についてを議題といたしまして、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは、12ページをお願いいたします。協議第22号、一部事務組合等の取扱い(その1)について。一部事務組合等の取扱い(その1)について提出する。平成16年2月24日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目2-(6) 一部事務組合等の取扱い。まず最初に、1番目に矢田川流域衛生一部事務組合の取扱いについては、合併の日の前日をもって解散する。その業務、職員、財産及び債務については、すべて新町に引き継ぐ。2番目に美方町、村岡町及び香住町は、合併の日の前日をもって但馬広域行政事務組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、兵庫県町土地開発公社及び兵庫県町交通災害共済組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。3といたしまして、美方町、村岡町、香住町及び矢田川流域衛生一部事務組合は、合併の日の前日をもって但馬公平委員会及び兵庫県市町村職員退手組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。以上でございます。

次に、資料を用意いたしておりますので、資料で御説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきたいと思っております。

13ページから資料をつけておりますけれども、まず、1番上の方の矢田川流域衛生一部事務組合等の各団体それぞれの構成市町や業務内容をそこで謳っております。これら一部事務組合等ということで、本日は議題を上げさせていただいておりますけれども、主に地方公共団体等で構成する団体が、その該当する団体ということで御理解をいただければというふうに思っております。なお、中ほどに美方広域消防事務組合等、組合の名前を書いておりますけれども、それらにつきましては、その2で次回以降の協議会で改めて協議をお願いしたいというふうに思っております。

なお、参考法令といたしまして、一部事務組合等の取扱いに関する法令ということで、まず地方自治法の第252条の7、機関等の共同設置を上げさせていただいております。これは但馬公平言委員会等がその団体になります。それから、14ページの第284条では、組合の種類及び設置を言っておりますけれども、ここでは矢田川流域衛生一部事務組合や但馬広域行政事務組合等を言っております。それから、一番下のところに公有地の拡大の推進に関する法律をつけておりますけれども、この第10条の末尾で、土地開発公社を設立することができるということで、兵庫県町土地開発公社、この団体がこの法律に基づいた団体ということで御理解をいただければというふうに思っております。

それから、15ページでございますけれども、養父市、朝来市、丹波市のそれぞれの先進例をつけさせていただいておりますけれども、本協議会の調整方針としましては、一番下の丹波市に類似した形での調整方針として、きょうは御提案をさせていただいております。以上でございます。

吉田議長 説明は終わりました。

ここで資料等についての質疑に入りたいと思いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようですので、次に、全体を通しての御意見をお伺いしたいと、このように思います。意見のある方は挙手をお願いいたします。ありませんでしょうか。

ないようですので、協議第22号は、確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございましたので、協議第22号、一部事務組合等の取扱い(その1)については、原案のとおり確認することに決定いたしました。

続きまして、協議第23号、公共的団体等の取扱いについてを議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは、16ページをご覧いただきたいと思います。協議第23号、公共的団体等の取扱いについて。公共的団体等の取扱いについて提出する。平成16年2月24日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目3-(5) 公共的団体等の取扱い。公共的団体等については、新町の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合または再編に向けた調整に努める。1としまして、美方町、村岡町及び香住町に共通する団体または共通の目的を持った団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。(2)独自の目的を持った団体については、原則として現行のとおりとする。以上でございます。

次に、17ページからの資料の説明をさせていただきたいと思います。座らせていただきたいと思います。

17ページをご覧いただきたいと思うんですが、公共的団体等とはということで、表の下ほどに説明をさせていただいております。一応、行政実例でこの公共的団体等が示されておりまして、その内容は、農協、漁協、生協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団、青年団、婦人会、教育会等の文化事業団体等、いやしくも公共的な活動を営むものすべてこれに含まれる、法人たると否とは問わないということで、行政実例で公共的団体等が具体的に示されております。そういった中で、3町に関係しますものを上の表でそれぞれ総務部門、福祉厚生部門等で具体的な団体の名称を上げさせていただいております。

なお、参考法令の2番目に掲げております地方自治法の第157条でございますけれども、ここでは地方公共団体の長、要するに3町の町長は公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができるということに基づいた調整になっております。なお、市町村の合併の特例に関する法律、その下でございますけれども、第16条の8項で、公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないということで、公共的団体等も自主的にこの合併に際しては、一体性の速やかな確立に努めなければならないということが言われております。

なお、16ページの2番目で(2)で、独自の目的を持った団体等についてはという表現をさせていただいておりますけれども、例えばこの3町の中で1町だけが、あるいは2町だけが独自の目的を持った団体ということになるわけでございますけれども、端的な例といたしましては、3町のうち海があるのは香住町だけということになります。その場合、水産関係の団体が香住町にはあるわけでございますけれども、そういった独自の目的を持った団体については、原則として現行のとおりとするということにいたしております。

なお、18ページには、ここでも先進事例といたしまして、養父市、朝来市、丹波市、

それぞれの調整方針の内容をつけさせていただいておりますので、これらを参考に御協議いただければというふうに思っております。以上でございます。

吉田議長 説明は終わりました。

次に、資料等についての質疑を受けたいと、このように思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようですので、次に、全体を含めて御意見ありましたら受けたいと思います。御意見のある方、挙手の上、発言をお願いいたします。御意見ございませんか。

ないようでございますので、質疑、意見を打ち切りにしまして、協議第23号については、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございましたので、協議第23号については、原案のとおり確認することに決定いたしました。

続きまして、協議第24号、消防団の取扱いについてを議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 19ページをお願いしたいと思います。協議第24号、消防団の取扱いについて。消防団の取扱いについて提出する。平成16年2月24日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目3-(11) 消防団の取扱い。1、消防団は、合併時に1消防団に再編する。2、団員はそのまま新町へ引き継ぎ、現員数を基本として定数を定める。3、報酬及び出勤手当等は、現行における3町の支給総額を上回らない範囲内において調整する。

20ページから22ページに資料をつけさせていただいておりますけれども、2で団員はそのまま新町へ引き継ぐということにいたしておりますが、20ページ、21ページにそれぞれ3町の消防団の組織と団員数を上げさせていただいております。美方町では、団員数が253名、村岡町では373名、香住町では555名、計1,181名の消防団員がおられます。なお、22ページに先進事例ということで、養父市、朝来市、丹波市、京丹後市の例を載せさせていただいておりますけれども、3町の調整方針といたしましては、京丹後市とほぼ似たような形での調整とさせていただいております。以上でございます。

吉田議長 説明は終わりました。

質疑に入りたいと思いますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようですので、続きまして、意見を求めたいと思いますが、意見のある方挙手をお願いいたします。御意見ございませんか。

ないようでございますので、協議第24号は、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございましたので、協議第24号、消防団の取扱いについては、原案のとおり確認することに決定いたしました。

以上で本日予定しておりました協議事項は終わりました。

次に、次回以降の合併協議に際して、特に御意見、御提言等がございましたらお伺いしたいと思います。ありませんか。

中村委員。

中村（暁）委員 香住町の中村でございます。

先程、元に戻るようで大変悪いんですけども、5ページの議会の議員及び農業委員会の委員の任期等の検討小委員会の中で、協議経過の中で地域審議会のことが出ておりました。先程岩槻会長さんの方から御答弁あったんですけども、第1回の合併協議会において香住町の柴崎委員の方から、合併協定項目の合併特例法規定項目の（2）地方審議会の取扱いについて御質問があって、どう取り扱っていくのかいうふうなことが最初に出ておりました。議会の議員の任期の関係だとか、それから新町のまちづくり計画の関係におきましても、各町でまちづくり委員会等を設けて、それぞれ町民の意見を合併の際のまちづくりに参考にしようということを進めておるわけでありまして、そういうふうな、今後まちづくり計画におきましても、そのあたりの地域審議会の取扱いについて、十分に各委員がその内容を把握をしておかないことには協議が進まないんじゃないかなというような感じがしております。幸い、先進合併の例もあるわけでありまして、その地域審議会の関係につきまして、そういうふうな資料がありましたら、できるだけ早くその資料を各委員に御提出をいただいて、各委員が関心を持ってそのあたりを協議の参考にしたいというふうな思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

吉田議長 会長、答弁。

岩槻会長 先刻、全体協議会の中で、この地域審議会、これもテーマにして御論議いただくというふうに申し上げたんですが、今、御指摘のように合併後、これから先、小委員会等で議会の議員の定数、あるいはどういう形の選挙手法を選択するのか、農業委員会にでもしかりでございます。その辺の大きなエリアになるわけでございますが、地域、地域の御意見がこういった法定議員なり委員の中で、十分吸い上げられるのかということになりますと、地方自治の本旨からすれば、それで一つの手法としては充足されるわけですが、そうは言ってもやはり住民の一番肝心な下の段階に目線を合わせた行政という点で、こういうやっぱり合併する中で地域審議会というものが一つ重視されて取り上げておられるわけですから、いつこれをこういう協議会で、今、テーマとして御論議願うのかということ御指摘受けておるわけでございますから、やはり終末を迎えるようなときにやるということではいけないと、私自身思っておりますから、今御指摘ございますのは事務局の方に指示いたしまして、よく検討して、次のときにはまた御報告申し上げたいと、こう思いますので、そういうふうに御理解願いたいと思います。遅い段階でなくて、私は早い段階がいいと、こう思っておるわけでございます。

吉田議長 1点、お伺いしたいんですけど、資料的な提供ということ先程の発言の中にあつたわけなんですけど、どのようなものについては事務局と相談して、また、資料提供をさせたいと思いますけど、どうですか、事務局長。

藤原事務局長 できるだけ早く資料を全委員さんにお示しさせていただきたいと思えますけれども、まず、審議会、国が示しております審議会の基本的な内容といいますか、そういったものをお示しさせていただく中で、先進市の地域審議会を設置しているところのモデルも合わせて付けさせていただきたいと。そういった中で、後程この3町の独自性を出すために、さらにこういった内容を付加するべきだというような御意見が出るとしたら、そのような内容のものを事前にそれぞれお考えいただければというふうに思っておりますので、資料としてはできるだけ早い機会にお示しさせていただきたいと思えます。

吉田議長 他ございませんか。

西尾委員。

西尾委員 失礼します。村岡町の西尾でございます。

先程の中村委員の答弁と私、全く同感でございますが、少々補足を申し上げたいと思うんですが、内容的には全く一緒でございます。その中で、今後この合併協議会を進行していく上で、5月頃からですか、住民説明をという御予定があるかと思うんですが、この合併を進めるにおいて、本当に住民の皆さんが気にされてるといいますか、懸念されてるといふ部分というのは、やはり合併してどうなるんだということが、なかなか詳細の部

分まで御理解をいただいているかというといかがなもんかなという気が、私、個人的にはしております。そんな中で、合併はどちらかわからんけど、でも、せざるを得ない究極の選択だとするならば、今後の新しい町になった場合に住民の立場として住民の方々の意見がどのように反映されていくのかということのところが、やはり住民説明会で中間報告とはいうものの、ある程度の意向が示せる必要があるのではなからうかなというふうに思っておりますので、先程会長の方からできるだけ早い時期にという答弁もございましたように、それまで完璧にというわけではございませんが、ある程度の中間報告がその住民説明会にでもできるような進行をお願いしたいなと思います。以上です。

吉田議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 では、今のことについて、会長の方から答弁させていただきます。

岩槻会長 ちょっと私はもう一つ広義に受けて触れておったんですけども、地域審議会ということになれば、次回に申し上げて、これが全町に中間報告、そういうものに値するのかどうかは別としまして、この協議会には出しているいろとまた御意見もいただくようにしたいというふうに思います。

私自身は、このまちづくり計画、そういうものができる段階での中間報告ということかなと受けとめたんですが、なかなかそれについては合併協議会もそうでございますし、各町の広報紙等を通じて、ついでには公表しておるわけございまして、いろいろな御意見を町民に情報公開して知らしめていくということは大事な原点でございますから、可能な限り、そういうことは努力していきたいというふうに思います。

吉田議長 では、その地域審議会の審議ということについては、一応、御意見、御提言としましては、早い段階、もっと言えば次の段階にでもそういうことが協議できる場を検討してまいりたいというふうにまとめたいと、このように思いますので、よろしく願いしたいと、このように思います。

他でございますでしょうか。

ないようでしたら、その他について事務局長から説明させます。

藤原事務局長 それでは、本日の会議資料の表紙をめくっていただいた裏のレジユメの6のその他の御説明、御報告をさせていただきたいと思います。

次回、第6回の協議会でございますけれども、3月10日、水曜日、午後1時30分から香住町の文化会館で開催を予定いたしております。なお、協議事項といたしまして予定

をいたしておりますのが、一般職の職員の身分の取扱い、特別職の身分の取扱い、地方税の取扱いについて、それから、あと28号、29号、出しておりますけれども、ちょっと現段階では次回に提案できるかなというようなことで、ちょっとこの辺の調整はさせていただきたいというふうに思っております。なお、15年度の補正予算、16年度の予算、それから新町の名称の継続の関係につきましては、次回に御協議をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

吉田議長 以上で本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして第5回3町合併協議会を閉会いたしたいと思っております。御苦労さまでした。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

美方町・村岡町・香住町

合併協議会議長

.....

会議録署名委員

.....

会議録署名委員

.....